

2026(令和8)年国民生活基礎調査に関する Q&A(よくある質問)

国民生活基礎調査とは

- Q1 国民生活基礎調査は、どのような調査ですか？
- Q2 いつ実施するのですか？
- Q3 どのように実施するのですか？
- Q4 なぜ、この調査を行うのですか？
- Q5 調査結果はどのように活用されていますか？

調査の対象

- Q6 調査対象はどのように選ばれるのですか？
- Q7 どうしても答えなければいけませんか？

調査方法・回答方法

- Q8 調査員はどのような人ですか？
- Q9 どのような回答方法がありますか？
- Q10 オンライン（インターネット）で回答したいのですが、どうすればよいですか？
- Q11 回答に迷う点があります。どうすればよいですか？
- Q12 「国民生活基礎調査連絡票」が郵便受けに投函されていましたが、次の訪問日時として指定された時間帯は都合が悪いです。どうすればよいですか？

調査内容の保護

- Q13 回答内容を他の人に知られたり、課税の資料に使われることはありませんか？
- Q14 国民生活基礎調査には、個人情報保護法が適用されないのでですか？

調査結果

- Q15 2026(令和8)年の調査結果はいつ公表されますか？また、結果はどこで利用することができますか？

調査項目の必要性

- Q16 なぜ、この調査項目を調べるのですか？
(【世帯票】【所得票】の質問項目ごとに説明しています。)

国民生活基礎調査とは

Q1 国民生活基礎調査とは、どのような調査ですか？

- 国民生活基礎調査は、保健・医療・福祉・年金・所得等国民生活の基礎的な事項について世帯面から総合的に明らかにする統計調査です。
- 国民生活基礎調査は、総務省が実施する国勢調査などと同様に、[統計法（平成19年法律第53号）](#)において国の重要な統計調査である基幹統計調査と位置づけられており、厚生労働省が1986(昭和61)年から毎年実施しています。
- 2026(令和8)年調査は、日本全国から無作為に抽出した約5万5千世帯(約13万2千人)を対象に「世帯票」「所得票」の調査を実施します。
※所得票については、世帯票の対象となった世帯の一部が対象となります。

Q2 いつ実施するのですか？

- 2026(令和8)年調査は、
 - ① 世帯票の調査は、6月4日(木)
 - ② 所得票の調査は、7月9日(木)

をそれぞれ調査日として実施します。なお、②については、①の対象となった世帯の一部が対象となります。

Q3 どのように実施するのですか？

- 国民生活基礎調査は、厚生労働省が基本的な計画を立案し、都道府県、市区、保健所または福祉事務所を通じて実施します。
- 調査対象世帯には、4月中旬以降、調査対象者の把握(名簿の作成)や調査票等の配布のために調査員※がお伺いします。調査員から配布された資料に基づいて、回答をお願いします。
何度か訪問してもご不在の場合は、郵便受けへの投函により調査関係資料を配布します。
※調査員の説明は[Q8](#)をご参照ください。
- 調査への回答は、次の①～③いずれかの方法により行うことができます。
 - ① [政府統計オンライン調査総合窓口](#)から、オンライン(インターネット)で回答
★オンライン回答は、ご都合のよい時間帯に回答できて便利です。ぜひご活用ください。
 - ② 調査員があらかじめ配布した調査票に記入し、後日調査員が回収
 - ③ ①②いずれの方法でも難しい場合は、郵送による回収を行います。

Q4 なぜ、この調査を行うのですか？

- 国や地方公共団体における各種行政施策は、現状を正確に把握し、将来の展望に立って行われる必要があり、実態を表す客観的なデータである統計は不可欠なものです。
- 国民生活基礎調査は、保健・医療・福祉・年金・所得等国民生活の基礎的な事項について世帯面から調査を行うことで、私たちの生活の実態を明らかにし、厚生労働省が所掌する各種行政施策の基礎資料を提供する役割を担っています。
- また、国民生活基礎調査は、厚生労働省が実施する他の世帯調査の親標本となる調査であり、「全国家庭動向調査」（老人福祉行政や少子化対策等の施策の基礎資料として活用）、「国民健康・栄養調査」（「健康日本 21」等の健康増進施策の基礎資料として活用）など、他の統計調査を設計するための基礎となる「フレーム」（調査対象の抽出枠）の情報を提供しています。
- なお、総務省が 5 年ごとに実施する「国勢調査」と調査対象や調査項目が似ていますが、国民生活基礎調査では、「国勢調査」では把握していない、医療・年金・福祉といった厚生労働行政施策の推進のために必要な内容を調査しています。

Q5 調査結果はどのように活用されていますか？

- 回答内容は個人・世帯が特定できないようにデータ化した上で集計し、厚生労働省が所掌する各種行政施策の基礎資料として、有効に活用しています。
- 例えば、「公的年金の加入状況」（世帯票）や「所得の種類別金額」（所得票）の集計結果は、社会保障審議会年金部会にて公表された令和 6（2024）年財政検証関連資料に利用されています。
- また、厚生労働省以外でも、「高齢社会白書」（内閣府刊行）でのデータの引用や、OECD（経済協力開発機構）に提供したデータが国際比較データとして世界で活用されるなど、幅広く活用されています。
- 詳しくは厚生労働省ホームページの国民生活基礎調査の利活用事例をご覧ください。

調査の対象

Q6 調査対象はどのように選ばれるのですか？

- 全国の世帯の中から、統計的な方法によって無作為に抽出します。
 - ① 世帯票
日本全国を約 50 世帯ごとに区切った約 106 万地区の中から、1,106 地区を調査地区として選定し、その調査地区内にお住まいのすべての世帯（約 5 万 5 千世帯）を対象とします。
 - ② 所得票
①で抽出した 1,106 地区について、1 地区をさらに地理的に約 25 世帯ごとに分割した地域（＝単位区）の中からさらに 500 単位区を選定し、その単位区内にお住まいのすべての世帯（約 1 万 3 千世帯）を対象とします。
- このように、約 50 世帯ごとに区切った地区の中から選定しているため、分割状況によっては、隣の家や、同じマンション内でも調査対象／対象外と分かれる場合があります。

Q7 どうしても答えなければいけませんか？

- 回答が得られない場合や、不正確・不完全な回答の場合は、統計が作成できなかったり、精度の低い統計となります。そのような統計を利用して行政施策や将来計画を策定すると、私たちの生活や暮らしが誤った方向に向かってしまうおそれがあります。
- このため、統計法第 13 条では、国民生活基礎調査など国の重要な統計調査である基幹統計調査に対する報告の義務を規定し、さらに統計法第 61 条では調査を拒んだり、虚偽の報告をした者への罰則も規定しています。
- 統計調査は、その趣旨を皆さんにご理解いただくことで成り立つものであり、皆さんの回答なしに正確な統計は作成できませんので、ご理解とご協力をお願いします。
- また、国民生活基礎調査は「国勢調査」のように全国のすべての方を対象とするのではなく、無作為に抽出した地区の方だけに回答をお願いするため、世帯票では 1 世帯が約 1,000 世帯を代表する回答となります。その重要性をご理解いただき、ご回答をお願いします。

調査方法・回答方法

Q8 調査員はどのような人ですか？

- 調査員は、調査における重要な役割を担うことから、次の要件を考慮して選考され、都道府県知事（市長・区長）が任命する地方公務員として調査業務に携わります。
 - ① 責任をもって調査員としての事務を行い得る者であって、原則として 20 歳以上の者であること。
 - ② 個人の秘密の保護に関し、信頼のおける者であること。
 - ③ 税務・警察に直接関係のない者であること。
 - ④ 選挙に直接関係のない者であること。
- 調査員が調査活動をする際は、都道府県知事（市長・区長）が発行した顔写真付きの「調査員証」を常に見える位置に身に付けています。
- また、地域の地理に明るい人が担当することで、世帯の調査漏れや重複を防ぐことができるため、顔見知りの人が調査員になっている場合があります。
調査員には、統計法第 41 条により守秘義務（職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと）が課せられており、これに反した場合には、第 57 条により罰則が定められていますので、回答内容を他に漏らすようなことは決していたしません。
- なお、オンライン（インターネット）で回答する場合は、調査員が回答内容を見ることはありますので、オンライン回答もご活用ください。

Q9 どのような回答方法がありますか？

- ①～③のいずれかの方法により、ご回答をお願いします。
 - ① 政府統計オンライン調査総合窓口から、オンライン（インターネット）で回答
★オンライン回答は、ご都合のよい時間帯に回答できて便利です。ぜひご活用ください。
 - ② 調査員があらかじめ配布した調査票に記入し、後日調査員が回収する方法
 - ③ ①②いずれの方法でも難しい場合は、郵送による回収を行います。

Q10 オンライン（インターネット）で回答したいのですが、どうすればよいですか？

- オンライン（インターネット）で回答する場合は、以下手順でアクセスしてください。
 - ① 調査員が配布した『オンライン回答の利用者情報』に記載の二次元コードを読み取るか、[政府統計オンライン調査総合窓口](#)にアクセスします。

（※以下の二次元コードは『オンライン回答の利用者情報』に記載されているものと同じです。）



- ② 「ログイン画面」で、『オンライン回答の利用者情報』に記載された、政府統計コード・調査対象者 ID・初期パスワード（*）を入力して、ログインします。
（＊再ログイン時は、初回ログイン後にご自身で設定したパスワードを入力してください。）

▼『オンライン回答の利用者情報（世帯票）』（抜粋）

政府統計コード（4桁） *半角英数	9	n	9	p				
調査対象者 ID（10桁） *半角数字のみ								
初期パスワード（8桁） *半角英数								
メモ欄 変更後パスワードなどのメモにご活用ください。 初回ログイン時、パスワード変更が必要です。								

※上の二次元コードを読み取る場合、政府統計コードの入力は不要です。

※所得票については、昨年1年間（2025（令和7）年1月1日～12月31日）に何らかの所得や税金、社会保険料等の支出があった方お一人ずつ、調査対象者 ID と初期パスワードを入力してログインしてください。

- 世帯票は5月22日から、所得票は7月3日からアクセス可能です。
- ログイン方法については、調査員が配布した『オンライン回答の手引』に詳しい手順を掲載しています。ご不明な点がある場合は「国民生活基礎調査センター」または「国民生活基礎調査サポートチャット」（チャットボット）へお問い合わせください。
※コールセンター、チャットボットへのお問合せ先は [Q11](#) をご参照ください。

Q11 回答に迷う点があります。どうすればよいですか？

- ご不明な点がある場合は、「国民生活基礎調査コールセンター」または「国民生活基礎調査サポートチャット」へお問い合わせください。

※受付期間： 4月20日（月）～8月12日（水）、土日祝日もご利用できます

【お電話でのお問い合わせ】



国民生活基礎調査コールセンター

0120-122-006

受付時間： 午前9時～午後5時

【チャットボットでのお問い合わせ】

国民生活基礎調査サポートチャット（24時間対応）

（[こちら](#)のページの案内をご参照ください。）

Q12 「国民生活基礎調査連絡票」が郵便受けに投函されていましたが、次の訪問日時として指定された時間帯は都合が悪いです。どうすればよいですか？

- 「国民生活基礎調査コールセンター」にご連絡ください。

※コールセンターの連絡先は [Q11](#) をご参照ください。

※連絡票の上部に記載の「国民生活基礎調査地区番号」「単位区番号」「世帯番号」等をお伺いしますので、ご連絡いただく場合は、連絡票をお手元にご用意ください。

コールセンターへご連絡いただいた後、世帯票の調査では保健所から、所得票の調査では福祉事務所から、改めて日程調整のご連絡をいたします。

調査内容の保護

Q13 回答内容を他の人に知られたり、課税の資料に使われることはありませんか？

- 調査員をはじめとする調査関係者には、統計法第41条により守秘義務（職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと）が課せられており、これに反した場合には、第57条により罰則（拘禁刑又は罰金）が定められています。
- ご回答いただいた調査票は、外部の人の目に触れることのないよう厳重に保管され、集計が完了した後は読解できないよう溶解処分するなど、個人情報の保護には万全を期しています。
- また、調査票は統計を作るためだけに用いられ、統計以外の目的に使うことは、統計法により禁じられており、課税などの資料に利用することは決してありません。税務署や税務担当の部署が見ることはなく、そのような部署の人が調査員になることもできませんので、安心してご回答ください。

Q14 国民生活基礎調査には、個人情報保護法が適用されないのでですか？

- 国民生活基礎調査は、統計法に基づいて行われる統計調査であり、集められる個人情報は統計法第52条の規定により、次の理由から個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の適用が除外されています。
 - ・ 統計調査により集められる個人情報は、集計後は統計処理されることにより、個人を識別できない形で利用・提供されること。
 - ・ 統計法では、統計以外の目的での調査票の使用が厳しく制限されているなど、個人情報の取扱いに必要な制度上の規律が整備されていること。

調査結果

**Q15 2026(令和8)年の調査結果はいつ公表されますか？
また、結果はどこで利用することができますか？**

- 2027(令和9)年夏頃公表予定です。結果は、[厚生労働省ホームページ](#)及び[政府統計の総合窓口（e-Stat）](#)よりインターネットを通じてご利用いただけます。
なお、政府統計の総合窓口（e-Stat）では、すべての統計表の閲覧・ダウンロードが可能です。

調査項目の必要性

Q16 なぜ、この調査項目を調べるのですか？

【世帯票】

○世帯用 (A 4)

質問1 世帯員数

国民生活基礎調査では、調査の単位である世帯を構成する人数を、正確に把握することが基本となります。世帯員数は、世帯の構成員全員が漏れなく確実に把握されているかどうかを確認するためです。

質問2 5月中の家計支出総額

家庭の消費支出について、母子世帯や高齢者世帯などと他の世帯との比較分析を行い、所得保障施策等の検討の基礎資料を得るためです。

○世帯員用 (A 3)

質問1 最多所得者

質問1 1 「5月中の仕事の状況」と質問1 2 「勤めか自営かの別」の項目とあわせて、その世帯が主にどの就業形態から所得を得ているかを把握するための基本項目です。

なお、所得とは働いて得た所得に限らず、年金、仕送り、生活保護費なども含めるため、これらの受け取り額が最も多い方を最多所得者としています。

質問2 世帯主との続柄

世帯主との続柄は、生活の基本的な単位である世帯の構成員どうしの関係を示すもので、世帯に関する統計を作るための基礎となる世帯の型を区分する上で不可欠なものです。性・年齢・配偶者の有無などと組み合わせて作られる、夫婦のみの世帯、高齢者の世帯、母子世帯などの世帯の構造に関する統計は、人口の高齢化や核家族化に伴う各種の施策や計画を立てるためになくてはならないものです。

また、世帯や家族の構成の変化を分析する上でも貴重な資料になります。

質問3 性

人口についての最も基本的な属性の一つであり、人口についての統計では不可欠の項目です。年齢別の人団や就業状態など多くの面で性別にみた構造に違いがあるため、各種の施策を進め、将来的な計画を立てるためには、性別にみた資料が必要になります。

質問4 出生年月

性別とともに、人口についての最も基本的な属性の一つであり、この項目から得られる年齢に関する統計は、少子高齢化が進む我が国の人団構造の分析のためには欠くことのできないものです。

質問5 配偶者（夫又は妻）の有無

人口の年齢区分ごとの配偶関係を明らかにするもので、性・年齢・世帯主との続柄などと組み合わせて得られる統計は、出生力の分析のために不可欠な資料となります。

また、この項目を用いて得られる、高齢者のいる世帯、母子世帯、父子世帯などの世帯の構造に関する統計は、福祉対策などの資料として利用されます。

さらに、就業の状態と組み合わせた統計は、既婚女性の就労など、女性の仕事に関する各種施策を進める上で欠くことのできない資料となります。

質問6 医療保険の加入状況

医療保険制度への加入状況を性・年齢・職業などと組み合わせて観察するほか、国民健康保険加入世帯、被用者保険加入世帯といった世帯単位での統計は、7月に行われる所得票調査等の結果との関連分析により、医療費負担能力の把握に用いられるなど、適切な医療保険制度運営のための資料となります。

質問7 傷病の状況

医療機関に入院・通院している者、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師にかかる者の状況を把握し、世帯員の傷病量、健康状態の経年変化を明らかにするためです。

質問8 公的年金・恩給の受給状況

高齢者世帯などへの所得保障施策としての年金・恩給の受給状況を、性・年齢・配偶者の有無などと組み合わせて統計を作るほか、世帯単位でも観察し、その行政効果、浸透状況を明らかにするためです。

質問9 教育

社会経済情勢の変化に対応して多様化する国民生活の実態を、世帯の基本的属性の一つである教育面から明らかにし、就業状況・所得・健康状態などと組み合わせた分析が可能となります。

また、特別支援学校・特別支援学級については、障害者雇用促進・能力開発といった障害者の教育状況と就業状況、所得と組み合わせることで、施策推進の検討のための基礎資料となります。

質問10 公的年金の加入状況

厚生労働省は、長期にわたる老後生活の柱としての役割を果たすものは公的年金制度であると考え、その安定的運営に努めており、この項目は、世帯員の加入状況を把握し、年金の財政検討などのための基礎資料を得るためのものです。

質問11 5月中の仕事の状況

各世帯員の就業状態と、仕事をしている世帯員の就業形態を把握することにより、全国および地域別の経済活動の実態を明らかにするためのものです。性・年齢などと組み合わせて得られる資料は、各種施策のための基礎資料となります。



質問 12 勤めか自営かの別

自分で事業を経営している人、雇われている人、自家営業の手伝いをしている人など、人によって様々である就業の形態を把握するとともに、その世帯の最多所得者の事項とあわせて、世帯の基本属性の一つである世帯業態（雇用者世帯、自営業者世帯等）の区分を行うためにも用いられます。

また、性・年齢・職業などと組み合わせ、雇用に関する施策や経済構造の分析の資料とするほか、近年大きな注目を集めている、非正規雇用の増加とそれに派生する格差の問題においても、実態の把握や今後の施策への活用が期待出来ます。

【所得票】

質問1 性・出生年月

いずれも個人についての最も基本的な属性の一つであり、各種の施策を進め、将来的な計画を立てるためには、性別、年齢別にみた資料が必要になるため、調査しています。

また、世帯票調査の結果とのリンクエージにも用いられます。

質問2 所得の種類別金額

所得の種類別に調査を行っているのは、大別して二つの理由があります。

一つは、総所得額の把握だけでは十分な分析が行えないためです。例えば、その所得が農耕所得であるか、雇用者所得であるか、あるいは公的年金・恩給であるかによって、生活状態や外的要因による経済的影響はかなり異なります。

また、高齢者世帯の総所得における公的年金の割合がどの程度であるかという実態も、本質問のような内容でないと把握ができません。

もう一つは、所得を種類別に計上していただくことによって正確な金額が把握でき、また、他府省等の所得関係調査との比較検証が可能となるためです。

質問3～8 課税等の状況（税金、社会保険料、企業年金や個人年金等の掛金、仕送り額）

国民の皆さまの生活実態や水準を把握する場合、拠出金や掛金等が含まれた総所得金額のみではなく、手取り額に相当する可処分所得も重要な指標となることから、これを算出し、社会保障施策等の基礎資料とする必要があるため、調査しています。

質問9 生活意識の状況

世帯において現在の暮らしの状況を総合的にみて、どう感じているかという意識は、各種施策の検討を行う上で重要な要素であることから、当該意識を把握し、各種データとの関係性を分析するため、調査しています。